

氷見市職員のＳＮＳ等の利用に関するガイドライン

令和７年４月１日策定

1 ガイドラインの目的

ソーシャルネットワーキングサービス等（以下、「ＳＮＳ等」という。）は有効な情報伝達手段である一方、その情報拡散性の高さから、不正確な情報や不用意な記述が意図しない問題を引き起こす可能性がある。

このことを踏まえ、氷見市職員（以下、「市職員」という。）が、ＳＮＳを適正に利活用するため、ＳＮＳを利用する際の基本原則や留意点を本ガイドラインで定める。

2. ＳＮＳの定義

インターネット上の各種サービスを利用して、発信、または相互にやりとりを行うことができる情報の伝達媒体をいう。

3 ＳＮＳ等の利用に当たっての基本原則

- (1) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する規程等を遵守し、市職員であることの自覚と責任を持たなければならない。
- (2) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権及び商標権等に関して十分留意するとともに、個人情報保護等関連する法令等を遵守しなければならない。
- (3) 情報を発信する際には、情報は正確であるものとし、氷見市及び他者に不都合が生じぬよう細心の注意を払わなければならない。
- (4) 勤務時間中の私的利用は禁止する。また、職務上の利用であっても勤務時間中の利用については市民から疑念等を抱かれないように留意しなければならない。

4 ＳＮＳ等を利用して行政に関する情報を発信する際の留意事項

- (1) 氷見市又は氷見市と利害関係にある者若しくは団体（以下、「関係団体」という。）の秘密に関する情報を発信してはならない。
- (2) 氷見市及び関係団体の権利を侵害する情報を発信してはならない。
- (3) 氷見市及び関係団体に損害を与えるおそれがある情報を発信してはならない。
- (4) 氷見市情報セキュリティー等の規定に反する情報発信等により、氷見市のセキュリティーを脅かす恐れのある情報を発信してはならない。
- (5) 情報を発信する際には、守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いに当たっては、十分留意しなければならない。
- (6) 一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解しなければならない。
- (7) 発信した情報により意図せず他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合は、誠実な対応に努めなければならない。